

令和 6 年度沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業実施業務 企画提案実施要領

1. 趣旨

国際化の進展に伴い、広い視野をもち、異なる文化をもった人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められており、沖縄県においては「沖縄 21 世紀ビジョン」の具現化の一つとして、「英語立県沖縄」を推進している。

沖縄市は「国際文化観光都市」を宣言して、中部地域を含む沖縄県の観光基地として、人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調としたまちづくりを目指しており、それを担う次代の人材育成に取り組んでいるところである。

そこで、中学生を対象に海外短期ホームステイ派遣事業を実施して、生徒の語学への興味関心や学びの意欲をさらに喚起し、異文化理解や国際理解を更に深めることを目的とする。

この実施要領は、当該事業の業務内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

2. 業務内容

- (1) 業務名称：令和 6 年度沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業実施業務
- (2) 選定方法：事前提案書（プレゼンテーション）及びその他の提出書類に基づく審査
- (3) 実施期間：事業者選定の日 から 令和 6 年 11 月 29 日（金）まで
- (4) 業務内容：詳細は「仕様書」による。
- (5) 提案上限額：12,768,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※ この金額は契約額等を示すものではない。

3. 参加資格

次の要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされたものでないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市税について未納がないこと。（証明書の提出を要します。）

4. 募集等の主なスケジュール

	内容	日時
1	HPによる公募開始	令和6年5月9日(木)
2	参加申込書の提出締切	令和6年5月17日(金) 17:00
3	質問書の締切	令和6年5月22日(水) 正午
4	回答書の送付	令和6年5月27日(月) 正午
5	企画提案書の締切	令和6年5月30日(木) 17:00
6	プレゼンテーション(市役所7階 教育委員会会議室)	令和6年6月5日(水) 15:00~
7	契約	令和6年6月中旬

※諸事情により、変更となる場合があります。
日程、時間につきましては別途通知致します

5. 参加表明及び企画提案

(1) 参加表明

1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案参加申込書	様式-1(参加申込書)	1部

2) 提出

① 提出期限 令和6年5月17日(金) 17時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く9時00分から17時00分までとする。①参加資格関係(共同企業体として参加する場合は、全ての構成員が下記書類を提出すること。)

②提出先

沖縄市教育委員会 指導部 指導課 井黒

③提出方法

持参又は送付(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法による。また、提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨を考慮した上で発送手続きを行うこと。

④特記事項

沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業実施業務企画提案実施要領(以下、本要領)で指定された提出書類について、提出期限までに提出がなされない又は提出書類の補正がなされない場合は、本プロポーザルの参加資格を失う。

(2) 企画提案

1) 提出書類

①参加資格関係(共同企業体として参加する場合は、全ての構成員が下記書類を提出すること。)

提出書類	内容	提出部数
履歴事項全部証明書等	法人の場合：登記簿謄本 商号登記している個人の場合：商号登記簿謄本 商号登記していない個人の場合：身分証明書	1部

滞納のない証明書	法人の場合：都道府県・市町村民税、法人税、消費税等 個人の場合：都道府県・市町村民税、所得税、消費税等	各 1 部
----------	--	-------

※最新の「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」または「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録されている者は、「履歴事項全部証明書等」、「滞納のない証明書」の提出を省略することができる。

②企画提案書（1者（又は1共同企業体）につき1提案とする。）

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	様式－2（企画提案書表紙）	8部
	様式－3（会社概要）	
	様式－4（業務提携・共同企業体 概要）※該当する場合のみ	
	様式－5（会社の事業実績）	
	様式－6（実施体制）	
	様式－7（配置予定主任担当者の資格・経歴等）	
	様式－8（費用見積書）	

2) 提出

① 提出期限 令和6年5月30日（月）17時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時00分から17時00分までとする。

②提出先

沖縄市教育委員会 指導部 指導課 井黒

③提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。） 郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法による。また、提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨を考慮した上で発送手続きを行うこと。

3) 特記事項

①追加資料等の提出等を求めることがある。

②本要領で指定された提出書類について、提出期限までに提出がなされない又は提出書類の補正がなされない場合は、本プロポーザルの参加資格を失う。

6. プレゼンテーション説明資料の作成

(1) 規格はA4版（両面刷り）として、原則20枚以内とする。

(2) 仕様書のほか、下記の①～③の項目を踏まえた説明資料を作成すること。ただし、原本は片面刷りで作成してください。

① 提案の基本的な考え方

本事業を実施する上で、基本的な考え方を記載してください。

② 業務実施計画

以下の事項について簡潔明瞭に記載すること。

ア. 全体のスケジュール

イ. 各取組み等の詳細な説明（事前・事後学習内容、現地での研修内容 等）

ウ. 派遣する生徒等の安全対策

エ. 引率者（教員）の役割について

オ. 見積額の内訳 派遣生徒と引率者に分け、一人当たりの費用内訳（事前事後研修費、現地研修費、諸経費、航空賃、宿泊代、食事代、保険料等）を表示したうえで合計総額表示にすること。

※空港税、出国税、空港保険料、燃油特別付加運賃等を含む。

③ 仕様書に記載された事項以外で、各業者の特色ある内容、優位性・独自性があるものについて記載すること。

7. 質問の受付

募集内容に関する質問を下記の期間内に受付け、回答いたします。

受付期間	令和 6 年 5 月 9 日（木）から 令和 6 年 5 月 22 日（水）正午まで
質問方法	質問書（様式 9）を電子メールにて下記まで送信。（念のため、メール送信の電話連絡も同時に行うこと。） 沖縄市教育委員会 指導課 電子メール：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp
回答	令和 6 年 5 月 27 日（月） ※質問書（様式 9）を提出した全企業にメールで回答 ※個別に電話や口頭での照会対応は行いません。

8. 選定方法

(1) 審査は非公開とする。

(2) 教育委員会が設置した業務実施候補業者選定委員会の各委員が、プレゼンテーション方式により提案された各内容を、評価項目ごとに評価した点数により、実施候補業者を決定する。

ただし、最高評価業者の合計評価点数が、全委員の配点合計の 60%に満たない場合には選定しないことができる。

(3) プレゼンテーション日時：令和 6 年 6 月 5 日（水）15：00～順次

※諸事情により、変更となる場合があります。別途通知致します。

(4) プレゼンテーションの注意事項

ア. 企画提案書に基づいて説明すること。

イ. 実際の業務に携わる責任者が参加すること。

ウ. 提案の説明時間：20 分以内

エ. 提案に対する質疑時間：10 分程度

(5) 審査項目は以下の事項で審査し、その最高評価点の者を選定する。

①業務実績 ②事業趣旨理解 ③独自提案 ④安全性

⑤費用見積 ⑥研修内容 ⑦実施体制

(6) 審査結果の通知

審査結果は、参加事業者全てに一週間以内に書面にて通知する。ただし、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。また、電話等による個別のお問い合わせには応じない。

9. 実施業者決定に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先としての決定

沖縄市では、業務実施候補業者選定委員会が選定した最高評価業者を、本業務実施業者として特定するとともに、業務実施に向けて詳細内容等の協議を行うものとする。

ただし、下記のいずれかの事項に該当する場合には、最高評価業者を業務実施業者として決定しない。

① 最高評価業者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。

② 最高評価業者が、沖縄市から指名停止を受けたとき。

③ 最高評価業者との協議の結果、事業実施の見込みがないと判断されたとき。

④ 最高評価業者が、本業務を辞退したとき。

⑤ その他の理由により、最高評価業者が業務実施をできなくなったとき。

(2) 業務実施の仕様及び実施条件

① 本業務実施にあたっては、最高評価業者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市教育委員会と協議のうえ決定する。

② 本業務実施の際には、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

(3) 業務実施業者決定時における追加提出書類

① 納税証明書（国税、県税及び市町村税の完納を証明するもの）

② 履歴事項全部証明書

③ 法人、団体等の定款又は設立趣意書

④ その他教育長が必要と認める書類

10.留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

① 提出期限を過ぎて提出書類を提出された場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 審査の公平性に影響を及ぼす行為があった場合

④ 本実施要領に違反すると認められる場合

⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたって著しく信義に反する行為等により、教育長が失格と認める場合

(2) 提出書類に変更

提出期限後の提出書類の変更及び差替え、再提出は認めない。（誤字脱字等の軽微な修正は除く）
なお、提出書類は返却しないものとする。

(3) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

(4) その他

① プロポーザル参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、本件に係る事項（参加者要件等）に同意したものとする。

② 審査に対する異議申し立ては一切受け付けない。

③ プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル企画提案を傍聴することはできない。

④ プレゼンテーションの際に、電子機器の使用を希望する場合には、その旨を書類提出時に申し出ること。

11.事務局

本件に関する事務局は、沖縄市教育委員会指導部指導課に置く。

電話：098-939-1212（内線 2756） 098-939-7976（直通）

FAX：098-937-3548 / 098-934-3849

メールアドレス：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp